

○印旛郡市広域市町村圏事務組合被服貸与規則

平成 15 年 2 月 14 日
規 則 第 7 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日 規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合職員に対し、貸与する被服に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の基準、貸与品の購入、管理)

第 2 条 被服を貸与される者(以下「被貸与者」という。)の範囲並びに貸与される被服(以下「貸与品」という。)の種類、数量及び貸与期間の基準は、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、必要により管理者がこれを変更することができる。

2 貸与品は、管理課が購入、貸与事務を行うものとし、管理課長は被服貸与簿(別記様式第 1 号)を備えて貸与品を管理しなければならない。

3 貸与品は善良なる注意をもって使用し、その補修に要する費用は被貸与者の負担とする。

4 貸与品の形式等については、管理者が別に定める。

(貸与申請)

第 3 条 被服の貸与を受けようとする職員は、被服貸与申請書(別記様式第 2 号)により、管理者に申請しなければならない。

(貸与期間の計算)

第 4 条 貸与期間の計算は、貸与の日から起算する。

(貸与品の着用等)

第 5 条 被貸与者は、執務時間中又は職務の必要に応じ、貸与品を着用しなければならない。

(貸与品の返納等)

第 6 条 被貸与者が貸与期間中に退職、休職、停職及び配置換等により貸与の資格を失った場合には貸与品を返納しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項の返納品は、返納を要する理由の生じた日から 10 日以内に洗濯、補修等をして返納しなければならない。

3 貸与品の貸与期間が満了したときは、被貸与者に無償で支給する。

(滅失等の届出)

第 7 条 被貸与者は、貸与品を滅失又は損傷したときは貸与品亡失届け(別記様式第 3 号)をすみやかに管理課長に届出なければならない。

2 前項の届出に係る理由が被貸与者の故意又は過失による場合は貸与品と同等のものを弁償しなければならない。

(返納貸与品の貸与)

第 8 条 返納貸与品を貸与した場合の貸与期間は、前使用者の残期間とする。
(委任)

第 9 条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条) 被服貸与の基準等

被貸与者	貸与品	数量	貸与期間
男性職員	事務服 (上)	1 着	3 年
	作業着 (上下)	1 着	3 年
女性職員	事務服 (上下)	1 着	3 年 3 年

別記様式第 1 号

被 服 貸 与 簿

貸与品名

所 属	氏 名	貸与年月日	受領印	返納支給年月日
		年 月 日		年 月 日

別記様式第 2 号

被 服 貸 与 申 請 書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管 理 者

様

所 属

職・氏名

印

被服の貸与を受けたいので印旛郡市広域市町村圏事務組合被服貸与規則第3条の規定により申請いたします。

品名	規格	数量	備考

別記様式第3

貸与品滅失届

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合

管理者 様

所属

職・氏名

印

貸与品滅失等について、次のとおり届出いたします。

1. 貸与品名

2. 届出区分 亡失 き損

3. 滅失等年月日 年 月 日

4. 理由